

表. 1 設備投資に係る税制一覧

事業者の資本金 税制	事業者の資本金			条件
	3000万円以下	一億円以下	1億円超え	
(1) 中小企業投資促進税制 (上乘措置) H26～H28年度	10%税額控除か即時償却	7%税額控除か即時償却	/	<ul style="list-style-type: none"> 最新モデル(ソフトウェアを組込型機械装置であれば1代前モデルも可)機種 取得価格が160万円以上 生産性が年平均1%以上向上 工業会の証明書が必要
(2) 中小企業投資促進税制 (現行措置)	7%税額控除			<ul style="list-style-type: none"> 取得価額が160万円以上 工業会の証明書は必要なし
	30%特別償却+普通償却			
(3) 生産性向上設備投資促進税制 (A) H26～H27年度 ()内28年度	5% (4%) 税額控除か即時償却 (50%+普通償却)			<ul style="list-style-type: none"> 最新モデル 取得価格が160万円以上 生産性が年平均1%以上向上 工業会の証明書が必要
(4) 生産等設備投資促進税制 25年度～27年度	(新たに国内において取得等をした機械・装置について) 3%税額控除か30%特別償却+普通償却			<ul style="list-style-type: none"> 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却額を超え、 年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した事業

- 税額控除の注意点：当該事業年度の法人税額20%が限度であり、残りの翌年繰り越しは不可。ただし、中小企業投資促進税制においては、1年間の繰り越しが認められている。